

松 田 町 分 別 収 集 計 画

令 和 4 年 6 月

松田町環境上下水道課

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	5
13. その他のリサイクル	6
14. 公表	6

松田町分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場その役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、可燃ごみの焼却及び不燃物の処理を松田町外2町で構成する足柄東部清掃組合によって行ってきたところである。

しかし、ごみ排出量の増大により埋め立て処分への負担が増加し、将来的な最終処分場の確保に不安を残すところになってきたため、埋立処分を主としたごみ処理からごみのリサイクルを主としたごみ処理への転換を進めているところである。

このような状況のなか本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的として、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命が図れるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下に示すとおりとする。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域の環境保全づくり
- ③ 町民・事業者・行政が一体となった排出抑制・資源化の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間(令和5年度～令和9年度)とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器(紙パック)、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	319 t	318 t	317 t	317 t	317 t

6.容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の事業を継続して実施する。なお、事業の実施にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、環境美化推進委員による積極的なリサイクル活動を推進する。

・環境美化推進委員制度

地域の環境美化の推進及びごみ減量化運動・資源化活動の推進のため、ごみ出しマナー・ごみ分別排出の指導をする。また、ごみ集積場の定期的な巡視を行い、監視の強化と共に対策を検討する。

・リサイクル活動団体奨励金制度

P T Aなどの町内のリサイクル活動団体が、再資源化対象物を収集し、リサイクルルートに乗せることに対し補助金を交付し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

・啓発活動

ア ごみのカレンダーと共にごみの出し方等を全戸配布する。

イ 町広報紙及びHPによるごみの資源化・減量化の啓発活動を推進する。

ウ 買物袋を持参するマイバック運動を推進する。

エ 商店等に簡易包装の協力を要請する。

7.分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、町民の協力度、処理施設の状況等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス製容器	└───┘	茶色のガラス製容器	└───┘	その他のガラス製容器	ガラスびん
┌───┐	無色のガラス製容器						
└───┘	茶色のガラス製容器						
└───┘	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器包装	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装						

※飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装は、雑誌類（古紙）として収集する。

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準ごとの量及び第2条第6項に規定する主務大臣省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	15 t		15 t		14 t		14 t		14 t	
主としてアルミ製の容器	20 t		20 t		21 t		21 t		21 t	
無色のガラス製容器	(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 35 t		(合計) 35 t	
	(処理量) 36 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 36 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 35 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 35 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 35 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t	
	(処理量) 23 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 23 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 22 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 22 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 22 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t	
	(処理量) 18 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 18 t	(独自処理量) 1 t	(処理量) 18 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 17 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 17 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが利用されているものを除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	87 t		86 t		86 t		86 t		86 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするもの	(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(処理量) 36 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 36 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 37 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 37 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 37 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 83 t		(合計) 83 t		(合計) 84 t		(合計) 84 t		(合計) 84 t	
	(処理量) 83 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 83 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 84 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 84 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 84 t	(独自処理量) 0 t
白色トレイ	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t	(処理量) - t	(独自処理量) - t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

10. 分別収集をする者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの(主体)は下表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	町による定期回収	足柄東部清掃組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	町による定期回収	足柄東部清掃組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	町による定期回収	民間資源回収業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	民間資源回収業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期回収	民間資源回収業者

11.分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
金属	スチール製容器	カン	無指定袋	パッカー車 (委託)	足柄東部清掃組合
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	プラスチック コンテナ	トラック (委託)	足柄東部清掃組合
	茶色のガラス製容器				
	その他の ガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	無指定	パッカー車 トラック (委託)	民間資源回収業者
	段ボール	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	無指定袋	トラック (委託)	民間資源回収業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	無指定袋	パッカー車 (委託)	民間資源回収業者

12.その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものにするために、次の取組みを進める。

・環境美化推進委員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効率的に行うため、環境美化推進委員制度の強化を図る。

(推進委員は、各自治会から推薦された役員)

任期 2年

主な任務

- ① 廃棄物の処理及び収集方法に関すること。
- ② 廃棄物の減量とリサイクルに関すること。
- ③ 環境美化思想の向上及び啓発指導に関すること。
- ④ 快適な生活環境の創造に関すること。

・集団回収の推進

PTA等のリサイクル活動による集団回収を促進するため、奨励金の助成などを継続的に推進する。

『令和3年度実績』

登録団体数・・・10団体

実施回数・・・26回

奨励金交付額・・・75,160円

回収総量・・・14,710kg

13.その他のリサイクル

本町では、「その他紙製容器包装」については、「雑誌」という品目で混合回収を行う。

『雑誌』の排出量見込み

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集量	301 t	297 t	293 t	288 t	284 t

雑誌に含まれる『その他紙製容器包装』の排出量見込み

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集量	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t

14.公表

本町では、本計画について令和4年7月中に町のホームページにて公表します。